

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、綾川町から平成21年1月26日土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）遠郷地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成21年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀